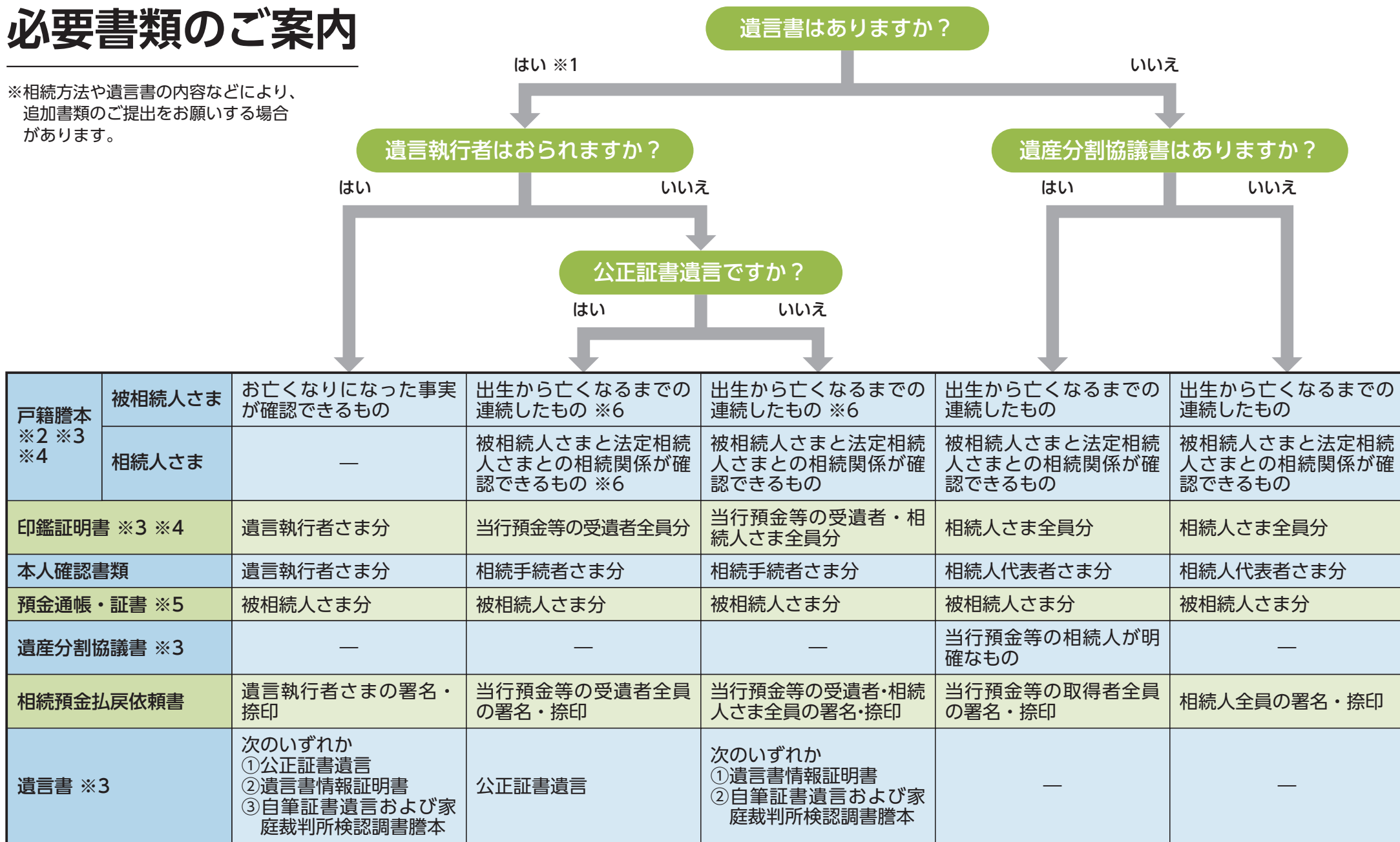


# 必要書類のご案内

※相続方法や遺言書の内容などにより、追加書類のご提出をお願いする場合があります。



- ※1 当行の預金等が遺言書による相続等の対象になっている場合に限りま。
- ※2 「法定相続情報一覧図の写し」をご提出いただく場合は、原則として戸籍謄本のご提出は不要です。
- ※3 原本をご提出ください。返却が必要な場合はお申し出ください。
- ※4 発行後6か月以内のものがが必要です。
- ※5 ご不明の場合はお申し出ください。
- ※6 ご相続（遺言書）の内容により一部省略可能な場合があります。